

産後ケアセンター桜新町の今後の運営等に係る方向性について

(付議の要旨)

産後ケアセンター桜新町について、運営事業者から受託辞退の申し入れがあったことを踏まえ、今後の安定的な事業運営等に係る方向性を整理したので報告する。

1 主 旨

「産後ケアセンター桜新町」は、平成20年3月に、学校法人武蔵野大学(以下、「武蔵野大学」とする)が、区有地の貸与を受け、施設を整備し、開設した。

以来、全国に先駆けた産後の母子のケア施設として、多くの産婦の産後うつや育児不安等の解消に努めている。

平成27年度に、武蔵野大学から、大学規模の拡大に伴う経営資源の集中化をすすめるため、「産後ケアセンター桜新町」の運営を辞退したい旨の申し出があり、その後、武蔵野大学との協議を重ね、今後の安定的な事業運営に係る方向性について整理したので報告する。

2 産後ケアセンター桜新町の現状

(1) 所在地：世田谷区桜新町2-29-6

(2) 敷地(土地)

敷地面積：460.68㎡

敷地の権利関係：世田谷区より無償貸付

(契約期間は平成19年7月25日から平成49年7月24日までの30年間)

(3) 建物

建物整備の区分：武蔵野大学が建設

建物の面積：建築面積 275.31㎡、延床面積 828.61㎡

区施設整備補助：補助対象事業費 236,565千円

交付決定額 140,000千円(補助率 2/3)

(4) 事業

根拠：「世田谷区産後ケア事業実施要綱」に基づき実施

形態：武蔵野大学に事業実施委託

開設年月日：平成20年3月1日

委託室数：平成29年度 13室(他に自主事業2室)

委託料：150,826千円(平成29年度予算)

3 運営辞退に係る取り扱いの方向性

これまでの武蔵野大学との協議を踏まえ、平成30年3月末日をもって建物を区に無償譲渡させるとともに、敷地を区に返却させる方向で整理する。事業については、区において公募した新事業者を引き継ぐこととする。

なお、産後ケア事業を継続していくことを前提とした区への無償譲渡であれば、施設整備補助の目的に反していないことから、財産処分を承認し、補助金の返還を求めない方向で整理する。

また、施設整備補助金の交付にあたって、区は「東京都子育て支援基盤整備包括補助事業補助金」の交付を受け、産後ケアセンター施設整備補助金に充当している。この補助金についても、区から東京都への返還は生じない見込みであるが、改めて東京都に確認、協議する。

4 覚書の締結

区と武蔵野大学が、協議し合意した内容の確実な履行を図るため、協議が整い次第、覚書を締結する。覚書の主な内容は、建物の無償譲渡、所有権移転の時期、区が選定する新事業者への確実な事業引継ぎなどを想定する。

5 産後ケアセンターの位置づけと譲渡後の運営

産後ケアセンター桜新町は、区の事業として、心身ともに不安定になりやすい産後の一定期間、特に支援が必要と区が判断した母子とその家庭を対象に、子育て支援の充実及び児童虐待の未然防止を目的に、事業委託により実施している。

また、ケア内容についても、全国初の施設として、母体の休養・体力回復、母体ケア、乳児ケア、授乳指導、母乳相談、育児指導等の助産師としての業務のほか、母の主訴への対応、不安・悩みへの傾聴と指導、夜泣きへの対応の仕方、夜間授乳対応等の育児指導と多岐に渡っている。このように高度な専門性を有する施設として、利用者決定からケアの内容まで、支援に対する区の意向を確実に反映する必要があるため、建物譲渡を機に条例施設として位置づけ、区の直営による適正な管理の下、委託事業として実施する方向で準備を進める。なお、本施設の法的な位置付けについては、現在、国と協議を進めている。

事業者は公募によるプロポーザルで選定する。公募にあたっては、事業の継続性や質と雇用の確保の観点から、マニュアルの継承や職員の継続雇用等の協議などの公募条件を検討する。

6 サービス内容と利用者負担の検討

条例化にあたり、区の事業の範囲やサービス内容の確認、検討を行い、現在の利用状況分析と今後の利用想定、経費算定と利用者負担の検証を進め、必要な見直しを図る。

7 今後のスケジュール（予定）

| | |
|------------|------------------------|
| 平成29年5月25日 | 福祉保健常任委員会 |
| 6月2日 | 政策会議（覚書、条例案骨子） |
| 6月 | 武蔵野大学と覚書締結 |
| 7月上旬 | 福祉保健常任委員会 |
| 8月8、9日 | 政策会議（条例案、事業者公募について） |
| 9月上旬 | 福祉保健常任委員会 |
| 9月 | 第3回定例会に条例案を提案 |
| 10月下旬 | 選定委員会により、事業者決定 |
| 11月中旬 | 福祉保健常任委員会（事業者決定の報告） |
| 平成30年1月～ | 新旧事業者引継ぎ |
| 2月 | 武蔵野大学から区への寄附（無償譲渡）契約締結 |
| 3月 | 武蔵野大学から区に建築物の引渡し |
| 4月～ | 新事業者による運営開始 |